

## 会 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催しました。

審議会等名称	令和4年度第2回神奈川県たばこ対策推進検討会																	
開催日時	令和4年7月29日（金）16:00～18:43																	
開催場所	神奈川県庁西庁舎8階 健康医療局会議室1																	
出席者 （役職名）	(◎：座長、○副座長) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平野 公康</td> <td>国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">曾根 智史</td> <td>国立保健医療科学院 院長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">◎ 玉巻 弘光</td> <td>東海大学 名誉教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山本 佳世子</td> <td>電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 笹生 正人</td> <td>公益社団法人神奈川県医師会 理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高瀬 達也</td> <td>神奈川県都市衛生行政協議会 (茅ヶ崎市保健所地域保健課長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山崎 弘子</td> <td>神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高井 佳代子</td> <td>健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役</td> </tr> </table>		平野 公康	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長	曾根 智史	国立保健医療科学院 院長	◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授	山本 佳世子	電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授	○ 笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事	高瀬 達也	神奈川県都市衛生行政協議会 (茅ヶ崎市保健所地域保健課長)	山崎 弘子	神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長	高井 佳代子	健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役
平野 公康	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん情報提供部たばこ政策情報室長																	
曾根 智史	国立保健医療科学院 院長																	
◎ 玉巻 弘光	東海大学 名誉教授																	
山本 佳世子	電気通信大学大学院情報システム学研究科 教授																	
○ 笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事																	
高瀬 達也	神奈川県都市衛生行政協議会 (茅ヶ崎市保健所地域保健課長)																	
山崎 弘子	神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長																	
高井 佳代子	健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役																	
次回開催予定日	未定																	
問合せ先	健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 虎頭 電話 045-210-5025																	
会議の議題 及び結果	<議題> (1) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し (2) その他  <結果> 上記議題について意見交換を行った。																	

掲載形式	議事録
議事概要 とした理由	—
会議経過	以下のとおり

## 1 開会

- ・傍聴者報告

## 2 議題

### (1) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し

#### ア 事務局から、【資料1】により説明

#### イ 質疑応答

##### ●座長（玉巻委員）

ただいまの事務局からの説明に対して、まずは質問に限って、どなたからでもご発言いただきたい。意見・議論については、その後に時間をとるので、まずは質問があればお願いしたい。

##### ●曾根委員

12ページの新しい区分について、「特定」と「特例」は、言葉として法律的に違うのか。

##### ●事務局（GL）

特例2種とは、2種の中でも例外として規模の小さい施設は特別扱いするというものであり、今回新たに行おうとしている「特定1種」とは、例外ではなく、規制がより強いという意味で「特定1種」としている。

##### ●座長（玉巻委員）

「特例」とは原則の例外であり、「特定」とはある分野のうちの絞り込んだものということである。その定め方の是非については後ほどご議論いただきたいと思う。

##### ●山本委員

17ページの条例第13条のところ、「戸別訪問⇨立入検査」、「任意の指導⇨行政指導」との記載があるが、これはそれぞれに読み替えをしているということか。

##### ●事務局（GL）

実質こう扱われるべきところが、実際にはそうされていないということである。

##### ●山本委員

戸別訪問は、ここでは3つ書いてあり、神奈川県ではしっかり戸別訪問をして指導しているのだなど、そこは県条例の魅力的なところだと思うのだが、これが立入検査になってしまうのか。

##### ●事務局（GL）

戸別訪問については、現状、通報があった場合のほか、地域の店舗のデータを集めて、普及啓発として計画的に行っているのだが、今後は、通報があった施設に対し、まずは戸別訪問した上

で、それを踏まえた上でその後の行政指導に移っていくということにしたい。したがって、戸別訪問はすべてやめるのではなく、これまで幅広く行っていたのを、ポイントを絞って、重点化していきたいということである。

●曾根委員

11ページ、A～Dについて、条例区分は「屋内禁煙」、法区分は「敷地内禁煙」とあり、法区分の方が広い。13ページをみると、学校、病院、行政機関等は、特定屋外喫煙所の設置が可となっている。これのありなしが、11ページの法と条例の違いということではどうか。なぜ法に合わせないのか。

●事務局（GL）

法の方が規制が強く、特段条例をいじらなくても結果としては同じになるためである。

●曾根委員

簡素化という意味では法に合わせてみてはどうだろうか。

これとは別に、16ページの禁煙表示について、表示義務をなくすが、表示をしてはいけないという意味でない、ということではどうか。

●事務局（GL）

よい。

●曾根委員

消費者の立場からすると、はっきり禁煙と示した方がわかりやすい。義務化はしないが、運用において推奨するのがよいと思う。

●平野委員

15ページ、二十歳未満の立入制限について聞きたい。これに違反した場合は、施設管理権限者に対して罰則があるということだが、保護者についての規定もある（条例第10条第2項）。また、成人年齢が18歳に引き下げとなったが、たばこについては20歳未満は喫煙不可とされているところ、18歳や19歳の場合、どうなるのか。また、保護者はどうなるのか。

●事務局（虎頭）

二十歳未満の者が喫煙区域に入ったときに、罰則を受けるのは施設管理者であって、保護者には罰則はない。例えば、19歳の方を喫煙区域に入れてしまった場合は、施設管理者には罰則があるが、19歳は未成年ではないので保護者はそもそもいない。本人にも罰則はない。

●山本委員

条例見直しの周期5年ということになると、県民調査も条例の見直しに合わせて実施するということになるのか。

●事務局（GL）

県民調査は、条例見直しのためだけでなく、たばこ対策全般について行っている。かつては隔年でやっていたが、予算の関係もあり、条例見直し年度に合わせて3年となっているという事情もある。調査には百万円単位の予算がかかるため、見直しを5年ごととすると、財政部門との調整の結果、調査も5年ごとになる可能性はある。

●曾根委員

20ページの見直し周期について、パターンA・Bとある。パターンBの場合、施行されてから5年後に見直し、施行はその2年後になるのか。

●事務局（GL）

今回は、今年度に見直しを行い、2年後の施行を目指している。前回は、もっと短期間でやっており、やり方次第である。

●曾根委員

パターンBだと期間が空きすぎる。法令だと5年に1回の見直しというのが多いと思うので、見直しは5年に1回の方がよいと思う。

●事務局（GL）

パターンAかBかは、法務部門と調整することになる。

●座長（玉巻委員）

概ね、説明に対する質問については以上でよいだろうか。それでは、条例見直しのまとめ（21・22ページ）に記載されている内容について、ひとつひとつ検討していきたい。

<規制対象について>（P9）

●座長（玉巻委員）

規制対象について、事務局としては現状維持でいきたいとのことである。対象の範囲を変更すると、**「公共的施設における」**という条例のタイトルから影響を受ける。現条例の具体的な条項は変更しても、タイトルまでは変えないというのが事務局案である。

労働安全衛生法というものがあり、そちらでも受動喫煙防止が図られている。事業者にとっては、健康増進法と労働安全衛生法が重複するような形で、法の役割分担が不明確になっている部分があるように感じる。

条例制定の段階でもそのような議論をしていて、労働安全衛生法があるのだから、その部分は労働安全衛生法に委ね、県条例の守備範囲としては、一般市民の健康の確保、その場所として、一般市民が自由に入る場所、入らざるを得ない場所をコントロールしていこうということで、役割分担をした。ということで、現状維持でいきたいというのが県の基本方針であるが、いかがか。

●平野委員

「公共的施設」には、工場、事業所は入らない、というお考えか。

●座長（玉巻委員）

制定の議論をしたときからそうである。

●平野委員

健康増進法のときは、たばこ規制枠組条約の推進における対象、いわゆるpublic placesを意識している。その中には工場、事業所も入るのだが、県条例では入らないというのはどういう考えからか。

●座長（玉巻委員）

不特定多数の人が自由に入れる場所である。事業所は特定の人しか入れない。ただ、条例制定のときに、それでは学校はどうかという議論はあった。

これも議論になったのだが、例えば、銀行の支店の中で、事務スペースとお客さんが入れるフロアの部分とでは、条例の関心の向き方が違うという議論もした。それがいいか悪いかは別として、そういう選択をした。

●山本委員

工場・事業所について、法か条例かは置いておいて、結局は規制の対象になっているということではどうか。

●座長（玉巻委員）

そういう意味ではそのとおりである。条例制定時、健康増進法による受動喫煙防止というシステムがなく、県で議論をして一定の体系ができた。その後、法に受動喫煙に関するシステムができた。ただ、法ができたからといって条例廃止とすると、法で足りない部分があるし、そこだけ残すと、ひとつの体系をなす条例ではなくなってしまう。廃止というドラスティックなことではできないし、必要なものだけ残すとなると、不十分なもののように見えてしまう。そうすると、法と重複するとしても、先鞭をつけた神奈川県条例として、ひとつの体系を維持しつつ、矛盾を解消してより良くしていくにはどうすればよいかということで、この事務局案になっているのだと思う。

健康増進法に反することを条例が規定するわけではない。土俵としては、こういう土俵を描いているということからスタートして、この10年積み重なってきた、それをどう評価するか。

●平野委員

過去の経緯があるということについて否定すべきではないと思う。形としては、過去に積み上げてきたものを直して筋が通る形でというのはよいと思う。気になるのは、条例の上乗せ部分がどこなのか読んでわかるようになっているとよいと思う。わかりにくい部分があるので、可能な限り、事務局で工夫してもらえるとよい。

●座長（玉巻委員）

法のスタイルに合わせるのが一番すっきりするとは思っているのだが、ただそれだけでは納得できない部分神奈川県にはあり、独自の切り分けをしている。法は事業所等も含めているので、県条例として統合しづらいところがあるのだと思う。

●山本委員

規制対象はこのままでよいと思う。こういう図で示してくれるとわかりやすい。

●曾根委員

A～Gまで、全部図に入れるとよいのではないかと。

●座長（玉巻委員）

一般的な説明としては図になっている方がわかりやすいが、文章として条文にどう書くかという話ではある。

●座長（玉巻委員）

現条例では上乗せ部分はほとんどなくなっている。例えば、14ページのフロア分煙について、実質的な意味で、どの程度の上乗せ効果があるかというとなんとも言い難く、なくてもよい上乗せかもしれない。

●曾根委員

上乘せは、県が先進的な取り組みをしたという証として残しておいてよいのではないかと。

●座長（玉巻委員）

皆さんのお立場によっては、ほとんど法でカバーされたのだから、県独自でさらに別の何かをしてはどうかというスタンスもあり得るかもしれない。ただし、その場合、その必要性を証明するために相当の立法事実が必要になり、現状では難しいかもしれない。

それでは、対象施設は、現状維持とし、「公共的施設における」に影響を及ぼさない範囲で検討を進めるということによいか。

●各委員

よい。

<規制範囲について> (P10)

●座長（玉巻委員）

対象範囲が「室内」か「屋内」というところであるが、法に合わせて「屋内」にするという案である。法の「屋内」の概念については、日本語の言葉の常識に反することになってしまっているのだが、いかがか。

●山本委員

「室内」から「屋内」に合わせるということだが、言葉の齟齬で誤解を招かないように、法に合わせるということか。

●事務局（G L）

例としてあげたゴルフ練習場の打ちっぱなしなどは、これまで条例の規制対象外だったが、法と同じく規制の対象にするということである。

●山本委員

そうすると、条例の範囲を拡大するということか。

●事務局（G L）

そのとおりである。

●曾根委員

法の「屋内」は、条例の「室内」をすべて含むということか。

●事務局（G L）

そのとおりである。

●曾根委員

横出し部分は、スタジアムみたいなところについて、室内又は屋内に準ずる環境として残しておくということか。

●事務局（G L）

そのとおりである。ここは要するに、条例の規制範囲を、法の規制範囲である「屋内」に合わせることに、現状の条例による横出しは維持しようとするものである。

●座長（玉巻委員）

横浜スタジアムは、完全に屋外球場だと思うが、条例の義務としては禁煙ということか。

●曾根委員

球場は禁煙なのか。

●平野委員

法律上は、屋外は規制対象になっていない。施設管理者が規制しなければ、屋外（＝規制対象外）という位置付けである。

●座長（玉巻委員）

法や条例で規制していることと、法や条例は規制していないが施設管理者が禁煙にしていることとは、意味が全然違う。それと、「屋内」について、日本語の常識に反するような言葉の使い方はよくないと思う。要するに、「屋内」は屋内であって、通気性があって、外気が十分に通るようなところは、それは「屋内」とはいえないのではないかと思う。

●平野委員

そのあたり、きちっとうまく区別できればよいのだが、連続的であったり、施設によって様々なので、どこかで定義せざるを得なかったのだと思う。東京オリンピックのときは、そのときだけ、組織委員会が禁煙にした。ラグビーワールドカップのときも、基本的に客席は禁煙とし、喫煙場所を設けたケースが多かった。

●曾根委員

横出し部分に関してだが、球場に喫煙所を作ることは問題ないということか。

●山本委員

横浜スタジアムについて調べてみたのだが、喫煙所を設けているので、それ以外の一般的なところは禁煙であろう。

●平野委員

7ページの、階段状の客席を有する野球場に該当するということになる。

●座長（玉巻委員）

階段状の客席を有する野球場について、屋内・室内に準ずる規制としているが、屋外に対する規制なのではないかと思う。屋外であっても特に規制が必要な場所として規制するのであればともかくとして。ところで、敷地内完全禁煙というのはあるのか。

●平野委員

禁煙外来のある病院は敷地内完全禁煙となっている。学校は、特定屋外喫煙場所を設けることができるが、上乗せ規制をしている自治体では完全禁煙である。公立の小中学校は、法律上、特定屋外喫煙所を設置できるが、現状、8～9割は、完全禁煙となっている。

●座長（玉巻委員）

喫煙は合法である以上、喫煙場所を設けずに、すべて追い払うのは無理がある。県民調査の結果が県のホームページに掲載されているが、50代は1／3が吸っている。そういう社会事実を無

視して追い払うというのは非現実的だと思う。

●曾根委員

10ページの横出しの箇所は、現状維持ということでよいか。

●山本委員

10ページの水色の部分、グレーの部分すべてが対象になるということなので、何も問題ないと思う。

●座長（玉巻委員）

室内と屋内とは、日本語としては同じだが、定義づけが異なるため、「室内」を「屋内」に変更すると、規制対象が広がる。

●平野委員

元々はindoor placesであり、それをどう訳すかということになると思う。

●曾根委員

そこから始めてしまうと…。

例としてゴルフ練習場を挙げているが、それ以外にあるか。

●事務局（GL）

海の家はいろいろな構造があるので、範囲を「屋内」に変更すると、場合によっては法と同じように条例の対象になる。

●曾根委員

10ページは、法に合わせて「屋内」とし、横出し部分は条例の特徴として維持するというのでどうか。「屋内」についての法の定義の話は、気持ちはよくわかるがここで議論しても仕方ない。

●山本委員

ゴルフ練習場を例として挙げているが、運用において他にも例を挙げてもらえるとわかりやすい。

●座長（玉巻委員）

法に合わせて「屋内」に変更すると、条例の規制範囲が現状よりも広くなることは間違いない。言葉だけでなく、効果が変わることになるが、県としてはそういう認識でよいか。

●事務局（GL）

言葉を合わせるというのは後で出てきた話で、ここは規制内容を法に合わせてたいというのがまずあった。10ページの図で太い矢印が左に伸びているのは、規制範囲が広がるという意味である。

●高瀬委員

参考資料5の2ページの2（2）に「屋内」の定義が規定されている。法自体ではなく、その解説において定義されていることが、言葉自体の不明確さを助長しているのではないかと思う。もし、条例が採用した「室内」というわかりやすい言葉に、先ほどの9ページのように条例の理念があるのであれば、同じ解釈として、これらは別々のものとして整理していった方がよいかと



思う。

●曾根委員

今のご発言のご趣旨は、「室内」という言葉は残すという意味か。

●高瀬委員

理念のほかにも、結局は法律で規制されるということであれば、そういう整理でもよいかと思う。

●座長（玉巻委員）

どのように整理すればよいだろうか。平野先生、いかがか。

●平野委員

難しいが、元々、健康被害の観点からすればインドアであり、それをどう訳すか。「室内」と訳すのか「屋内」と訳すのか。そして、法律を考えるとときの範囲をどこまでにするか。元の根拠というところまでいけば一緒なのだが、過去の経緯というものは確かにあり、それをどこまで重視するかということになるのではないか。

●座長（玉巻委員）

インドアということでは、要するに通気性がどれくらいあるかということではないか。

●平野委員

完全に四方を囲われているとするか、半分ぐらいまでにするか、屋根があるところまで全部を対象にするか、どこで線を引くかでないか。

●山本委員

10ページ、水色の部分は法規制の範囲なので結局は守らなければならない。9ページと10ページは同じ解釈で進めなければならないのではないだろうか。

●座長（玉巻委員）

どのみち法が被ってくるというところに行きつくと、大方の議論は結論が出てしまう。なかなか交通整理が難しいが、ここは、結局は法がかかってくるということであれば、原案どおり、「屋内」に変更するというのでよいだろうか。また、横出しについては、現状維持でよいだろうか。

●各委員

よい。

<施設区分について> (P11・12)

●座長（玉巻委員）

施設区分の名称を変える、規制の中身は変えないということだが、いかがか。

●曾根委員

A～Dを「特定1種」、E～Gを「1種」としたいとの案だが、A～Dは、条例も法もどちらも1種／一種なので、普通の「1種」とし、E～Gは、条例は1種・法は二種と食い違っているので「特定1種」とする方がしっくりするのではないか。

A～Dの方が規制が厳しいので、それが基準なのではないか。言葉の問題で本質的な話ではないのだが、その下の「2種」と「特例2種」の関係と比べてみても、「特定1種」と「1種」は逆の方がよいのではないかと思う。

●座長（玉巻委員）

区分名称を法に合わせていない理由、あえて県独自の名称を使用している理由は何か。区分の名称を法と完全に合わせることはできないのだろうか。

●曾根委員

それは、E～Gを2種にしてはどうかということか。

●平野委員

E～Gは、法の場合、指定たばこ専用喫煙室が「○」になるので、そこが違う。

●曾根委員

なるほど。そこは独自性を出したいということか。そうであれば仕方ないか。

●高瀬委員

これは必ず2種類におさめなければならないものだろうか。単純に3種類あるので、例えばE～Gを3種とするとか。ただ、そうすると、規制の程度の順が整理できなくなるか。

●事務局（GL）

A～Dは、規制がもっとも強いところであり、特別という意味で「特定1種」とした。それ以外は今までと同じである。

●平野委員

国は、学校・病院について、健康影響のある人を守りたいということで厳しくした。行政機関は法律上の責務規定があるので一種にした。県が条例でE～Gを1種にしたのはどのような理由からか。

●事務局（虎頭）

国は健康弱者に着眼、条例は代替性の有無に着眼して区分したものである。映画館等は他にもあるにはあるが、飲食店等よりは、代替性がない。図書館等についても、どこにでもあるわけではない。

●曾根委員

どうしてもそこに行かなければならないかどうか、ということか。

●座長（玉巻委員）

A～Cは健康弱者、Dは行政機関なのでしっかりしようということ。E～Gは、大勢がある程度長時間滞留したりするし、代替性という点でも数がそれほどなく、金融機関は行かざるを得ない。百貨店、物販店については、なかなか説明が付きにくく、飲食店・ホテル等との違いは少ないかもしれない。規模の問題、規制のしやすさも、多少、制定時の議論にあったように思う。

●山本委員

ここは、国の法区分を意識しながら新区分を提案されているということだと思う。申し訳ない

が、所用により退室しなければならない。

●座長（玉巻委員）

それでは、極力本日で終了にしたいと思っているので、他に特に言っておきたいというところがあれば、ご発言いただきたい。

●山本委員

17ページ、法に合わせるというのは、気持ちはわかるのだが、戸別訪問は神奈川県条例のいいところだったと思う。条例ができてからだいぶ時間も経ち、戸別訪問が立入検査になって、それから立入調査になるのだろうか。検査・調査は言葉が似ているが、似て非なるものなのか、違うものを意識しているのか、そのあたりの整理の仕方をもう一度検討してほしいと思う。以上である。

（山本委員退室）

●高瀬委員

曾根委員と同様の意見だが、A～Dが基本ではないか。それを「特定」と呼んでいいのかなとは思う。

●座長（玉巻委員）

意見を踏まえて事務局で検討してもらいたい、高瀬委員・曾根委員の指摘は、事務局が考えていることと同じではないだろうか。要するにA～Gは1種、そのうちA～Dはさらに規制を厳しくする必要があるから、1種のうちのさらに厳しいものとして「特定1種」というのが事務局案である。

それが、規制のレベルを異にするのであれば、1種・2種にわけてもよいのではないか、「1種」と「特定1種」とするからわかりにくくなるという話になり、そうかといって3種まで作ると、法が1種・2種しかないのに、余計わかりにくくなってしまう。そのため、1種・2種でいくが、ふたとおりにしか分けられず、県としては規制を異にするため不都合ということなのだろう。

ここで結論出すのは難しいので、事務局で調整してもらおうこととしたい。

●山崎委員

申し訳ないが、所用があるため、ここで退室させていただきたい。

（山崎委員退室）

●座長（玉巻委員）

事務局において詰めてもらうが、格別、変更案に異論を述べるものではないということで、まとめさせていただく。

<条例第8条について> (P13)

●座長（玉巻委員）

第8条関係で、県1種施設における指定たばこ専用喫煙室の設置禁止について、法と異なるところではあるが、現状維持でいきたいというのが県当局の案である。法に合わせるか、現状維持とするか、皆さんいかがか。

●曾根委員

指定たばこについては、害があることがかなりはっきりとわかってきたので、現状維持でよいと思う。

●平野委員

実際、施設において指定たばこ専用喫煙室を設置するケースがほとんどないので、禁止としてもそれほど影響が出るものではない。事務局案でよいと思う。

●座長（玉巻委員）

それでは事務局案どおりとしたい。

<条例第9条関係について>（P14）

●座長（玉巻委員）

事務局案は、フロア分煙については現状維持、喫煙ブースの設置可否については、これまで不可としていたものを可とするということだが、いかがか。

●平野委員

喫煙ブースについては意外と影響が大きい。質問だが、法では「施行日（2020）までに現に有する建物に限る」というものが付いているが、これは同じように付けるという考えか。

●事務局（G L）

そのとおりである。

●平野委員

そうすると、2020年4月1日の時点で存在している建物について認めるということになる。

●曾根委員

今は設置不可にしているのであれば、存在しないのではないか。

●平野委員

法律上はブース可なので、他の県にはあるが、神奈川県では認められていなかった。改正法では、2020年時点で既にある建物に限るということになっている。新しい建物の場合は、ダクトを張ってください、ということになる。喫煙ブースの設置は、屋外排気が施設の管理者の責めによらずできない場合に限るということになっているので、新しい建物の場合は当然そういう設計になるはずだから、例外としてのブース設置は認められない。

●座長（玉巻委員）

古い建物だと、構造上、既存構造を前提としなければならないから、古い建物には新たにブースを作ってもよいということである。

●曾根委員

かなり後退のような気がする。あえて広げる必要はないような気がするが、そういう要望があるのか。

●事務局（G L）

喫煙ブースを付けられるかという問合せは時々ある。他県ではできたりするので、神奈川県ではなぜできないのかと。その説明として、これまで、喫煙ブースが完全に有害物質を除去できる

わけではないと説明してきたのだが、屋外にも有害物質はあるので、今まで不可としていたところを、今後は可としようとするものである。

●曾根委員

屋外にも有害物質はあると言うのは、おかしいと思う。喫煙と健康の話をしているので、そこは腑に落ちない。

●事務局（柁課長）

影響が大きいという話が出たが、喫煙ブースを可とすると、やりたいというところが相当出てくるということか。

●平野委員

先ほどの指定たばこ喫煙室は、現実に世の中にほとんど存在しないが、喫煙ブースは既に全国で何千台とある。認められれば、神奈川の場合、人口は全国の1/10ぐらいなので、一気に数百台入ってくる可能性はある。

●曾根委員

後退したと見られてしまうし、しかも目に見えてわかってしまうことになるが、それでよいのだろうか。

●座長（玉巻委員）

喫煙ブースというのがよくわからないのだが。

●平野委員

2～6人用ぐらいまでの小さなキャビンになっていて、キャビンの中で煙を一方向に集めてフィルターを通し、フィルターで除去した空気をもう一度室内に出すというものである。

構造上、排気ダクトがつけられないような場合、そういうケースがいくつかあり、要望も出てきたので、国で法律を作るときに、やむを得ない、つまり、施設管理者の責任によらずできない場合は、そういうもの認めるということで、例外的に認めた。

例えば、重要文化財で壁に勝手に穴が開けられないとか、地下に店があり、地上までダクトを張るには配管の大工事をせざるを得ず、億単位のお金がかかるとか、天井が高いホールのような建物で、ダクトを天井まで張るのが構造上なかなか難しいなど、いろいろなケースが出されて、そういうものを認めた経緯がある。

●曾根委員

今まで神奈川県は不可でやってきた。国が渋々やったことと同じにする必要はないかと思う。

●座長（玉巻委員）

空気浄化機能の発展レベルの問題として、解消する余地もある。

●平野委員

国の法律では、粉塵レベルはかなり低いレベルまで除去できるが、ガス状成分については、今までなかなか除去できなかったのが、空気清浄機は難しいだろうと言われていた。しかし、きちんとメンテナンスされたきちんとした技術を使えば、ガス状成分についても95～99%は取り除けるということだったので、メンテナンスがされてそれが確認できるという状況であれば、やむを得ないか、というのが当時の判断であったと思っている。

●曾根委員

確認するのは大変ですよ。

●平野委員

確認するのは大変なので、施設管理権限者にきちんとメンテナンス記録の帳面をつけてもらい、立入のときに確認するという前提になる。

●曾根委員

いくらぐらいするのか。

●平野委員

メンテナンスしないと機能が維持できないので、リース型で出しているメーカーが多い。リースしながら消耗部品を定期的に交換することになり、高いものだと、ランニングコストがたばこ1本吸うごとに10円ぐらいかかるものもある。

●笹生委員

品質としては保たれているのか。

●平野委員

2020年の法施行後、いくつか確認したところでは、きちんとメンテナンスされているところでは機能が保たれている感じであった。売り切りのようなかたちで、あまりメンテナンスされておらず怪しいところもあると聞いているが、その割合までは承知していない。

●座長（玉巻委員）

基準を満たす維持管理をするというのは大前提ということになる。事務局案は、要するに、法と平仄を合わせるということであり、法と規制を異にするだけの立法事実の証明ができるかということ考えると、事務局の説明によれば、なかなか難しいということなのだろう。

本日は、現状維持を主張される委員の声の方が大きいようなので、それでもやはり変更して設置可とする方がより合理性があるとして原案で行くのか、それとも各委員の意見を踏まえて原案を変更するかどうか、事務局で詰めて検討してほしい。ここでは結論を出さないということにしたい。もう1回開催する場合はそれまでに検討してもらい、もう1回開かない場合は、内部で検討した結果、こういう理屈でこういうことにしたという結果報告でも足りる。

<条例第10条関係について> (P15)

●座長（玉巻委員）

先ほど質問の際に議論したとおり、事業者に対する罰則のみということなので、現状維持で問題ないと思うが、いかがか。

●各委員

よい。

<条例第11条について> (P16)

●座長（玉巻委員）

禁煙の表示義務について、原則屋内禁煙という意識が国民に定着している以上、ことさらに禁煙表示を必要としなくてももはや足りるのではないか、というのが事務局案であるが、皆さんい

かがか。

●曾根委員

消費者の立場からすると、「禁煙」と表示されていた方がわかりやすく安心できるので、事業者に対して表示義務はなくすとしても、運用において、推奨するというにされた方が、県民のためになるのではないかと。禁煙表示は店舗として吸えないということを明確に主張するものだから、県民のためを思えば推奨した方がよいのではないかと。

●座長（玉巻委員）

禁煙表示がないと、そのようなことは書いていないじゃないかと言うお客さんがいるかもしれないということを慮ると、条例上の義務があろうがなかろうが、自主的に「禁煙」と書いておけば、一定の抑止効果にはなる。表示がなくても法令上・条例上は禁煙なのだが、禁煙と書いてあればトラブル防止にもなる。

法令上は、喫煙できるときに表示しなければならなくなった。喫煙できるという表示がない限りは禁煙というのが法律上定められたので、それとは別に、条例上の義務として禁煙表示の義務の条文を残す必要があるかどうか。自発的にやるのは構わない、既に貼ってあるし、というスタンスだと思う。条例上の義務として残すべきかどうかというのが論点であって、表示そのものをなくすということではない。

●曾根委員

県としては貼っておいてほしいという何らかの意思を示すべきだと思う。それが県民のためになるし、事業者としても表示しないとトラブルのもとになると思う。

●座長（玉巻委員）

そのあたりをオールジャパンでどう見るか。条例上の義務がなくても自発的に禁煙と書いているお店は、神奈川県外においてもいくらでもあり、それをどう評価するか、ということとも関連する。曾根委員のご意見も、条例上、禁煙表示の義務を維持せよというところまでではないと受け止めたかどうか。

●曾根委員

兵庫県・東京都は表示義務ありとなっている。

●座長（玉巻委員）

どうするか。事務局に委ねる話でもないと思うが。

●平野委員

義務化まではきついと思う。推奨はするとしても、義務は外すことと、それから（禁煙表示の）様式指定も外すということによいかと思う。禁煙のデザインもいろいろあるので、そこまで指定する必要はない。

●高瀬委員

屋内禁煙の認知率というか、アンケート結果から、屋内禁煙という意識が醸成されているかどうか加味してもよいかと思う。

●座長（玉巻委員）

誰が見ても屋内とわかる場合は、表示しなくても当然禁煙といえるので問題ないが、法上は

「屋内」でも、屋外ではないかと主張し得るような（一見して明らかでないような）場所の場合は、表示があった方がよいかもしれない。屋内として禁煙です、と言わないと無用のトラブルが起きてしまうかもしれない。

一方、そうでないような場所では、必要ないように思う。施設管理者が禁煙とするならば、禁煙と表示するはず。

平野委員のご意見もあるので、義務化までは条例上求めず、様式指定も外し、事業者が独自の判断で自主的に表示した方がよいと、ことあるごとにアドバイスしていく。その結果、事実上、禁煙の表示は残っていくということでもよいと思う。

新しくできるところでは、面倒なので貼らないというところが出てくるかもしれないが、飲食店等では普通表示するだろうから、あまり心配しなくてもよいと思う。

平野委員の意見のとおり、条例上の義務を存置するには及ばない、という方向でよいと思うがどうか。

●曾根委員

推奨はしてほしいと思う。

●笹生委員

（利用者には）禁煙表示を目安にしている方もいらっしゃると思う。

●事務局（虎頭）

条例上の義務はなくすというのが事務局案だが、改正内容は関係団体に周知する。その際、「貼らない」ことを押し出すのではなく、義務としてはなくした、ただし、見てわかりやすいものでもあるので、お知らせの中で、推奨することは可能である。

●曾根委員

トラブル防止という観点からすると、貼った方がよいので、推奨はしたほうがよい。運用の中で明記したほうがよい。

●座長（玉巻委員）

それでは、事業者の自主的判断となるが、貼った方がよいということを運用の中で明記し、県としてアドバイスしていくということで、この点については以上としたい。

<条例第13条について> (P17・18)

●座長（玉巻委員）

17ページ。行政法の教員の立場から言うと、行政作用というのは「処分」か「指導」しかない。行政処分でなければ、市民に対するアプローチはすべて行政指導であり、それは事実行為でしかなく、法律上の行為ではない。行政指導にもいろいろな種類があって、その中でどれをとらえているかの違いに過ぎない。指導から勧告までが「指導」であって、命令の段階になってはじめて「処分」となる。

（事務局案は）適正・公正な手続という観点から、いきなりの直罰ではなく、前置きを置こうというものであり、基本的に運用の変更でしかない。戸別訪問、助言、指導、勧告などマニュアルでは言葉遣いを変えているが、法的効果の点では変わらない。

罰則が一度もないのはいかがか、という議論が従前から何度もあり、そのことについて、前置きが長すぎる部分を圧縮して、法のスタイルに合わせてすっきりさせたいということであり、問題ないと思うが、皆さんいかがか。



●曾根委員

実質的にはあまり変わらないということか。

●座長（玉巻委員）

変わらない。これまで戸別訪問は制度を周知するためという建前でやってきた。それはもう終わり、新しいお店が出てくるので、実は終わっていない部分はあるのだが、業界の常識として、もう新しいお店でも制度を知っているだろうから、問題のあるところに立入調査をし、指導をし、改善されなければ勧告・命令に至るということである。

周知啓発の段階はもう10年以上経って終わっているのではないか、だからといって、立入調査・指導のところで、違反を捉えて直ちに衣の下に鎧が見えるような形で入っていくということではまだない。ただ、そうは言いながら、まったく丸腰でいくわけではないぞ、という一歩進んだ形を想定しているのだと思う。今までは、戸別訪問の段階では全くの丸腰であったが、（今後は）そうではない。

法のところで、通報受理から立入検査となっているのは、違反があることが基本的に想定されている。県のこれまでにやり方は、違反がなくても、制度周知のためとしてやってきた部分について、（今後は）運用のレベルでは周知について注目しないということ。今まで弱腰すぎた。

県は悉皆的に業者を指導してきて、それがなくなってよいのかという意見はあるかもしれないが、運用の変更のほか、若干、条文の書きぶりを変更する必要はあるようだが、基本的にこれでよろしいかと思うが、皆さんいかがか。

●平野委員

よいと思う。国の法律でも、勧告といっても指導とそれほど変わらないケースもあるし、実際には指導が何回か入るのが現実的な処理プロセスだと思う。そういう意味では変わらないので、事務局案でよいと思う。

●座長（玉巻委員）

行政法の教員の立場からすると、日本の行政指導はあまりに弱腰すぎると思う。熱海の土砂崩れも何十回指導していたか。指導だけで終わっていたために、何十人も亡くなってしまった。案の定、規制権限の不行使の違法ということで、熱海市と静岡県は国賠で訴えられている。本件はそれとは次元が違うが、やはりやるべきことはやらなければならないということで、すっきりしてもらいたいと思う。

<附則第4項について> (P19・20)

●座長（玉巻委員）

条例の一般的なルールが5年であるところ、まったく新しいルールを作るということで、3年見直しという条項を特例的に入れた。それを、県の一般原則である5年、健康増進法も5年であるが、これらに合わせたいということで、それ自体はよいと思う。それよりも、20ページのパターンA・Bのどちらでいくか。県当局内部の技術的な問題もあると思うが、皆さんいかがか。

●曾根委員

パターンAだと思う。

●平野委員

私もパターンAだと思う。11年は見直しではなく、見直しの施行ではないか。9年に見直しをし、10年に改正案を通し、11年に施行ということではないかと思う。

●座長（玉巻委員）

見直しの期間が空きすぎるのもいかがかなと思うので、できればパターンAというのが皆さん一致した見解ということでよいか。

●各委員

よい。

<まとめ>

●座長（玉巻委員）

ひとつおりにご検討いただいた。すべてについて明快な結論を出したわけではないが、それぞれ皆さんからご見解をいただいたので、本日の議論は以上としたいと思うが、今年度、さらにもう1回開いて議論する必要があるか。事務局としてはどうか。

●事務局（柁課長）

いろいろご意見をいただいたので、内容を整理・検討した上で、年度内にもう1回開くか、また次の機会とするかについて、座長に相談させていただきたい。

●座長（玉巻委員）

皆さんからもご意見がある場合は、個別にメールで送ってもらえれば、事務局としてもさらなる検討をするかどうかの判断要素になるので、ぜひご意見を出してもらえればと思う。

●事務局（GL）

聞き逃してしまったら申し訳ないのだが、フロア分煙については、現状維持でよかったか。

●座長（玉巻委員）

現状維持でよかったと思うが、皆さんいかがか。

●各委員

よい。

●座長（玉巻委員）

それでは、各委員から事務局に対して要望等、何かあるか。

●平野委員

言葉の定義について、法と条例で違うところがあるので見直してほしい。受動喫煙の定義から法と条例で違う。法と揃えるのか、現状で行くのかを事務局で検討してほしい。

●座長（玉巻委員）

ぜひここはこうした方がよいというご意見があれば、平野委員から直接事務局にメールをしてもらってよいと思うが、いかがか。

●平野委員

過去の経緯もあると思うし、ここが変わったからといって、条例の意味合いが変わるわけではないので、もうそこは県の判断でよいと思う。

●座長（玉巻委員）

訴訟になる可能性を含むような条文であれば一字一句詰めていかなければならないが、そういう条例ではないのでね。

●高瀬委員

反省点なのだが、最初に、条例の理念を維持というのが頭に入ってしまい、自分自身、バイアスがかかって、現状維持の方に傾いてしまったのが反省点かなと思う。そのあたり斟酌してもらえればと思う。

●座長（玉巻委員）

私の方で、最初からその部分を強調し過ぎたかもしれない。検討会をもっと早くに開始し、条例制定のときのように何回も開くということであれば、抜本的に理想を追ってできたかもしれないが、実質半年しかない中で検討するというのは、所与の前提を置きながらやるしかなく、その点は申し訳ない。

それでは、本日は散会するということにしたい。どうもありがとうございました。

3 その他  
特になし

4 閉会

以上